

おおなん

農業委員会だより



目次

年頭のごあいさつ…………… 2	米の戸別所得補償も 飼料イネで解決! …… 6
農地法等の一部が改正されました… 3	邑南町の農業振興に関する建議… 7
食と農の大切さを広げて… 4	活動報告…………… 8
農業生産法人紹介…………… 5	

2010年1月

第8号

年頭のごあいさつ



邑南町農業委員会
会長 田中正規

新年 明けまして
おめでとうございます。

平素より、農業委員会の活動に対してご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。でございます。

昨年を振り返ってみますと六月に「農地法等の一部改正する法律」が公布され十二月十五日より施行されました。

昭和二十七年の法制定以来幾度か改正されましたが今回はかなり大きな改正となっております。

この改正農地法の詳細については農業委員会だより、広報おおんに掲載す



ることにいたします。

また農業委員会として審査がスムーズに進むよう取り組んでまいります。

現在農業情勢は政権交代したとはいえ先行き不透明です。

そのなかで邑南町に大変重要な中山間地直接支払制度の存続に関する意見書を政府に提出しました。

邑南町の農業の問題を少しでも改善できるよう農業委員の知恵を結集しこれから取り組んでまいります。

本年も農業委員会の活動に対し、より一層のご協力をお願いし年頭のごあいさついたします。

『耕作放棄地再生利用緊急対策』 交付金事業について

平成20年度耕作放棄地全体調査は邑南町内の全ての農地を対象に、一筆毎にその荒廃の程度により色分けをする作業によって行われ、その結果は次のとおりでした。

(単位：ha)

【緑】 草刈り等で営農可能		【黄】 整備して営農可能		【赤】 農業利用 困難	合計
内農用地 区域内		内農用地 区域内			
22	20	68	59	358	448



この結果、農業利用可能な緑や黄に色分けされた農地の内、農用地区域内の農地79haを再生利用することを目標に、邑南町の耕作放棄地対策が始まりました。

7月21日から8月3日までの間、各地区公民館単位で各集落の代表者を対象とした事業の説明会を開催しました。説明会では、鳥獣害対策を目的に里山に緩衝帯を設置する集落森林保全事業も併せて説明しました。この事業は、地域ぐるみで「被害防除」「生息地管理」「個体数管理」を総合的に進めて行くもので、その手始めとして里山の雑草や木を刈払い、鳥獣の隠れ家を無くし、農地へ出にくくしようとするものです。

説明会では、耕作放棄地について「今さら荒れた農地をどうしろと言うのか?」「現在耕作している農地を荒れさせないようにするのに精一杯」などの意見が大半を占めました。しかしながら、中には「集落内の耕作放棄地を何とかしたい」とこれまで考えていた集落もあり、集落や法人で事業への取り組み希望が徐々に出てきました。

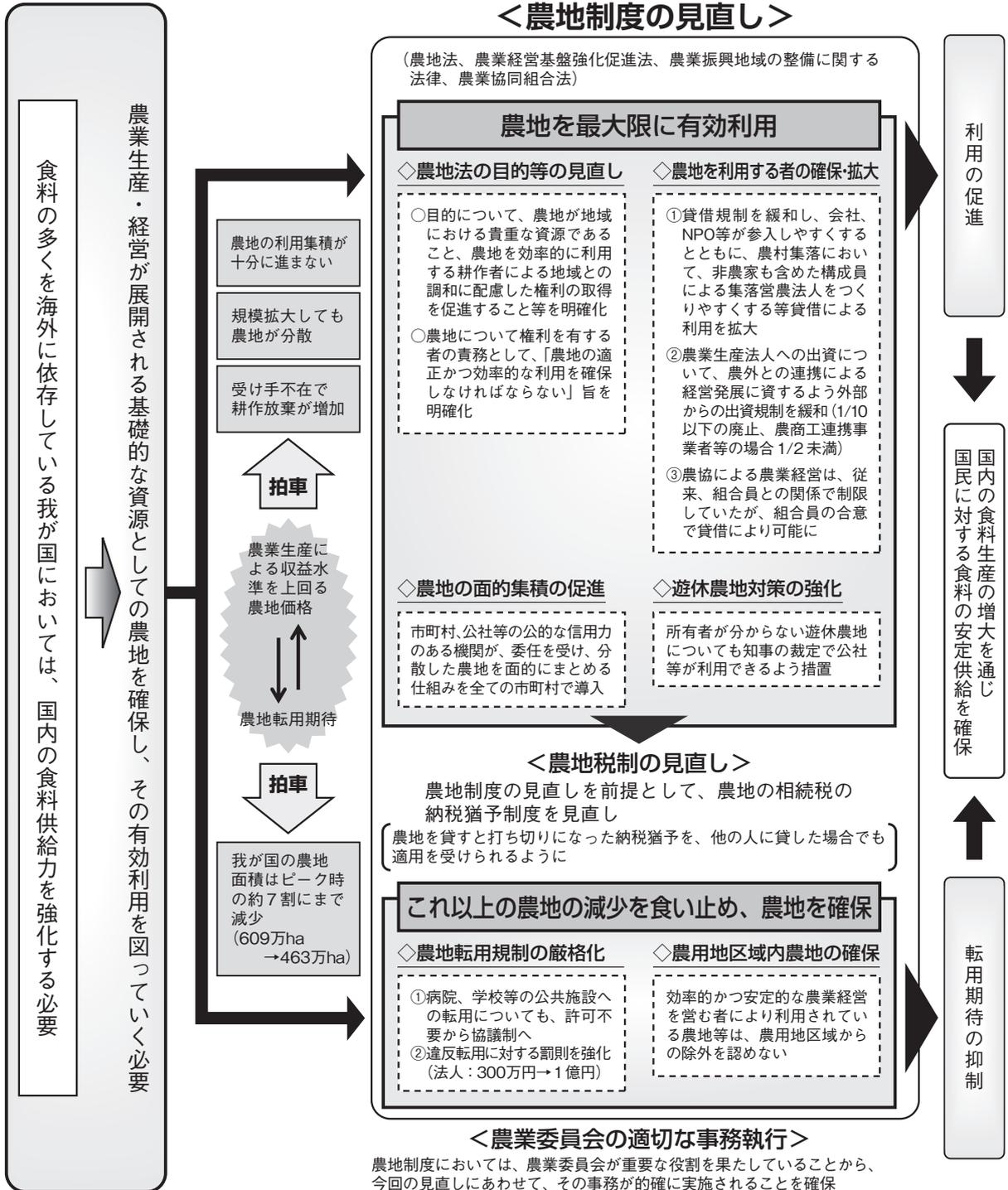
本年度は、事業の中でも「実証圃場の設置・運営」として取り組むこととし、旧町村単位に3地区9工区で耕作放棄地約6haの再生を実施することになりました。荒廃した農地の雑草や灌木を刈払い、必要な箇所には基盤整備も実施した後、大麦若葉やニンニク、ブルーベリー等を作付けし、収穫した作物を販売につなげていきたいと計画しています。この取り組みが軌道に乗ることにより、耕作放棄地の再生利用の機運を高めるなどの波及効果を期待しており、町内に点在する耕作放棄地をより多く再生していきたいと考えています。

農地法等の一部が改正されました。

農地法等の一部が改正され、昨年12月から一部施行されました。

今回の改正の趣旨は、遊休農地の拡大や国内の食糧供給に対する不安を背景に、農地減少の抑制と利用の促進を図るもので、具体的には、農地の貸し借り等、その活用については条件を緩和し、農地の転用等、農地の減少につながるものについては厳格化しています。

農地法等の一部を改正する法律の概要〔平成21年12月15日施行〕



(農水省HPより抜粋)

食と農の大切さを広げて

口羽小学校の活動紹介(原田集落) 河野朋子

口羽小学校では地域の方を招いて農業体験をしています。農家の人も昔から行っていた様子を話したり古い農具を提供しながら教えています。子供達も昔は大変だった事を感じた様です。



収穫を終えて子供達はコメントをくれました。

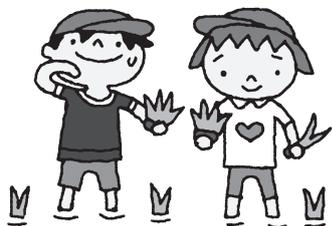
◎農業は大変だけど日に日に大きくなるのがうれしかった。

◎苦しい草取りも力を合せてやると早く楽しくやれた。

◎立派に出来て良かった。豆腐やきな粉にして食べるのが楽しみ。

等々子供達の笑顔がとても輝いていました。

その他にも世代間や国際交流で食文化の勉強もしています。



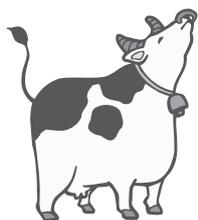
農家民泊を始めて(猪子山集落) 石橋博



達は自分達でやりたいことを見つけています。牛にエサをやるのは大好き。草刈りも草寄せも熱心にやってくれます。夏の暑い時でも平気です。

子供達は、「エサをとってくる時は暑くて大変だったけど、エサをあげる時はすごく楽しかったです」「お手伝いが楽しかったです」「食べているのを見て一日に食べる量がすごく多いと思いました」などと感想を大きな字で書いてくれました。農家の暮らしや農業の事が少しでも身近に感じてもらえることを願っています。

わが家は邑南町田舎ツーリズム推進研究会として農家民泊を営んでいます。始めてから三年目です。いろんな人が来て下さり、いろんな分野の事を知ることがができます。夏休みは家族連れや子供だけの泊まりもあり、子供達にどんな農業体験をしてもらったら良いかと思うことが多いが、子供



農業生産法人紹介

(農)馬野原下

平成二十年に発足し、四月で満二年を迎える農事組合法人馬野原下（代表理事 森田 強）。高齢化や米貨下落などの課題を抱える中で、将来的に個別での耕作や機械購入は困難になるとの思いから、「集落の農地は集落みんなで守ろう！」を合言葉として、集落内に農地を有する有志十八戸で設立しました。

○役員構成

理事六名 監事二名

○平成二十一年度の作付状況

△稲 作▽ハープ米（コシヒカリ） 四六 a

コシヒカリ 三六 a a

ハナエチゼン 一九二 a

ヒメノモチ 四八 a

飼料稲 六四 a

△転作野菜▽なす 二四 a

広島菜（春）白菜（秋） 二一 a

○施策

増収対策：ハープ米、葉物野菜の導入

効率化：飼料稲の導入

○法人化によるメリット・デメリット

・ 農機具の共有による機械購入の効率化

・ 団地化による効率的生産

・ 労働力の効率化

・ 作付後の管理の問題

○今後の課題

・ 後継者の育成と労働力確保

・ 周年栽培と周年労働

・ 増収対策

協業による農業生産の向上、利益の増進を目的に、儲かる農業を模索しながらがんばっています。



祝 農事組合法人馬野原下設立

(農)遊邑片田

平成十七年から始まった中山間地等直接支払制度第二期を契機に「このままでは集落の農地の維持が困難になる」との共通の思いから集落の担い手を軸とした組織作りをはじめ、法人化への準備として平成十九年四月一日に特定農業団体片田農事組合を設立し実践・検証の上、集落全員の参加を得て平成二十年一月九日設立しました。

○遊邑片田の農地

現在二十haを利用権設定し（片田全域と樋口谷、普明司、西の原、上茅場の一部）水稻栽培を十六ha行っています。（コシヒカリ七・二haヤシロモチ一・一ha五百万石四・四ha山田錦二・七haその他〇・六ha）

○エコロジー農産物へのこだわり

組合の生産する米のすべてがエコロジー農産物です。四年前から日和の坂根牧場より堆肥の供給を受け（年間七〇〇t）除草剤以外の殺菌・害虫忌避を木酢液で行っています。組合の目標は安全でおいしい米を安く組合員やお客様の食卓へ届けることです。

○遊邑片田の事業

遊邑片田は担い手中心全農家協力型の営農形態です。ふだんの作業は二名で行い週末は協力が参加します。省力化を目指し品種の選定と団地化による連担作業を実施して作業の効率化を図っています。草刈は全地域



菜の花を植えた田で遊ぶ子どもたち

のブロック割を行い各担当者に委託しています。（年間百五十万の委託料が必要ですが）

地域の米蔵として、冷蔵施設を整備し通年販売を行っています。（農協出荷45% 組合員及び全国発送55%）

○遊邑片田の設備

乾燥調整作業所（鉄骨造一九〇㎡）
低温貯蔵庫（二五〇〇kg）
色彩選別機 精米機
トラクター一台 田植機一台
コンバイン一台

○組合構成

組合員三四人
理事六人
監事二人

○遊邑片田のこれから

地域の農地の保全
自家製肥料
片田のスタイルに合った農産物の生産、特産化
次期担い手の育成

○故郷づくり

都会に出た子供たちが帰りたい故郷を目指し地域イベントを年間三〜四回実施しています。（菜の花の集い、スイカ祭り、野焼きほか）

平成二十一年度からは常時従事できる人員が二名増える見込みです。遊邑片田は生活が出来る農業をめざし前進します。そして、大切な農地・農業・環境を次の世代へしっかりと引き継ぐ基礎をつくっています。



地域イベントの様子

米の戸別所得補償も

飼料イネで解決!

飼料イネに取り組み背景

邑南町の水田面積（植栽面積）約一六五〇鈔の利用形態を調べてみると、約一一三〇鈔（六八%）が水稲。残り五二〇鈔（三二%）が転作田となっています。

問題は、転作田の活用状況です。五二〇鈔の内およそ三〇〇鈔は、自己保全、調整水田などとして収益のない利用となっています。特産野菜も、農家の高齢化と兼業化により栽培面積の大幅な増加を見込むことは難しくなってきました。この間大豆等の土地利用型作物も検討してきましたが、気候条件や農地の条件も悪く、新たな投資が必要なことから本格的な栽培には至っていません。今後水稲の配分面積の減少も想定されるなかで転作田の活用は待ったなしの状況です。



イネで転作?

そこで急浮上したのが「飼料イネ」です。幸い邑南町には酪農牛六〇〇頭、和牛六〇〇頭が飼育されています。折からの飼料高騰もあり、畜産農家にとっての大きな課題は、安定的な国産飼料の調達でした。

そこで邑南町酪農家と検討した結果、出た結論は町内産飼料の生産です。しかもイネを発酵粗飼料として。飼料だから立派な転作です。

今年から本格実施

昨年、邑南町農業活性化支援センターが初めて取り組んだ試験栽培は、十一農家、約七鈔で実施されました。そして昨年春に設立された「アグリサポートおーなん」が収穫し、ホールクroppサレージと呼ばれる方法で飼料用に加工しました。昨年はすべて田中牧場（邑南町岩屋・田中功さん）

が買い取り、十一月末から乳牛に与えています。後継者の田中政志さんは「初めて与えましたが、品質的にも良好で、牛も喜んで食べています。今年から本格的に利用したい」と話し、専用の作業機械も導入しました。

同支援センターでは今年の作付目標面積を二十鈔に設定し、作付希望者を募集しています。

米の戸別所得補償 不作付地があれば対象外?

今年から始まる米の戸別所得補償。米の生産調整達成が条件です



が、国は「自給率向上の観点から不作付けによる生産調整は達成とは認めない」との姿勢を示しています。

その対策としても手間がかからず、手持ちの機械が利用できる飼料イネ栽培は有効な手立てです。

国も今年度から飼料用イネに十町当たり八万円を交付する予定。県内でもいち早く取り組んだ事業が功を奏したようです。



邑南町の農業振興に関する建議

農業委員会では昨年6月、邑南町の農業振興に関して建議を行いました。昨今の厳しい農業情勢や農家の実態を踏まえ、地域を支え、田んぼを守り、がんばっている農家を励まし、生産意欲の出る農業振興を町とともに目指します。

1 米づくりと田んぼを守るために

- ①農家の生活を守るため、再生産のできる米価、暮らしていける所得補償の確立を政府に働きかけること。
- ②必要ないミニマムアクセス米は、EUがやっているように、「セクター方式」(大分類)に改め、輸入の見直し・中止を政府に働きかけること。
- ③飼料稲は水田の有効利用、飼料の自給率向上のために重要です。生産ができるコスト面での支援を強めること。
- ④地域の実情に合った多様な担い手を大切に、積極的な指導、援助をすること。

2 地域の自給率を向上させ、地産地消を推進するために

- ①「地産地消条例」を制定し、町をあげて地産地消を推進していくこと。
- ②学校給食の地元産の供給は、農家任せでなく、行政も担当者を配置し積極的役割を果たすこと。
- ③いまの生産を支え、さらに広げていくために、農家が共同で利用できる大豆の小型ハーベスター、平型乾燥機、選別機、麦の製粉機等の導入を図ること。
- ④地域振興作物の助成を、人参などなくてはならない作物にも広げること。
- ⑤邑南町独自の特産品の開発に力を入れること。

3 有機農業の推進のために

- ①町としても有機農業、環境農業推進のための具体化を進めること。

4 農地の保全、遊休農地を解消するために

- ①耕作放棄地発生の原因を明らかにし、遊休農地解消に力を入れること。
- ②小規模生産基盤整備事業を拡充すること。
- ③生産意欲を減退させている有害鳥獣対策の拡充、捕獲奨励金の増額を図ること。捕獲した猪の有効利用を検討すること。

5 食育教育、農業体験、田舎ツーリズムの推進のために

- ①食べ物と農業の大切さを子どもたちに伝えるため、子どもたちだけでなく、PTAにも広げ、農家が参加できる機会を提供すること。
- ②農業、食糧問題は消費者の問題でもあります、田舎ツーリズム、農業体験、農家民泊、大豆トラスト、棚田オーナーなど都市の人たちとの交流の取り組みを、積極的に支援すること。



※表紙写真の説明

(写真上)“農業体験”として羽須美地域での大豆栽培。地元の方と大豆を栽培しました。

(写真下)栽培した大豆で豆腐づくり。大豆を石臼でひく地元の方と口羽小学校の子供たち。

活動報告

昨年は町内視察研修の他に県の活動強化研修会に参加しました。また意見の公表として中山間地域直接支払制度の継続を、最近では日米FTA交渉についての意見書を国に提出しています。

島根県農業委員会活動 強化研修会に参加して

昨年十月二十日雲南市加茂町ラメールにおいて、標記研修会が島根県農業会議・島根県担い手育成総合支援協議会の主催で行われました。

この研修会は二年に一度開催され、邑南町からは18名が出席し研修を受けました。この度のテーマは「農地制度の見直しに対して、農業委員会の活動を強化し、地域農業を確立しよう」でありました。

情勢報告の中で、全国農業会議所事務局長の中園良行氏は「新たな農地制度に向けた農業委員会活動の課題」について、また福井県あわら市経済産業部の部長坪田清孝氏が「これからの農業委員会（農業委員）の役割とは」について講演しました。事例発表では邑南町



農業委員会田中正規会長が、委員会活動と邑南町耕作放棄地再生利用推進事業実施計画の概要と、すでに実施している邑南町耕畜連携推進に係る支援体制について報告しました。

町内の視察研修を行いました。

(10月22日)

農業委員会では毎年総会終了後の午後を利用して町内の農業を中心とした現地視察研修を行っています。平成二十一年度は瑞穂地域内の研修を行いました。先ず、上田所の小林建設さんのチョウザメ養殖施設を訪問しました。本業は建設業ですが異業種への一部参入で頑張っておられます。続



いて市木の越間農園さんのハウス栽培による「桃太郎とまと」の栽培地を訪問しました。お盆には直売や予約のお客さんへの産地直送など工夫しています。そして市木町集落の石橋博さんの白ネギ栽培圃場を訪問しました。白ネギ栽培の問題点などについて現地を見ながら話を聞きました。「道の駅瑞穂」で産直市みずほ企業組合の発足から現在までの歩みについて説明を受けました。次に安田の農事組合法人「星ヶ丘」さんと後木屋の営農組合さんを訪ねそれぞれの組合の概要や、問題点、今後の目標などについて話を聞きました。訪問先の皆さんにはご多忙の中ありがとうございます。

編集 後記



昨年は政権交代と今後の農政を方向づける農地法改正があり、食糧の自給率向上や環境保全などに重大な障害を持ち込むおそれを回避できる効果のおよび効率的な農地の利用を目指しています。

この改正法施行により耕作放棄地や遊休農地の解消がされると言われ又、政権交代で農政も変わろうとしているが、我々の住んでいる自然豊かな農業農村を維持継承するためには昔ながらの総合扶助の考え方で取り組むのが一番かと思っています。

今年も皆さんと力をあわせて頑張りましょう。